

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針	
基本目標1 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！										
(1)対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築（地域福祉計画50～52ページ）										
1	1	重層的支援体制整備事業の実施	高齢者福祉課	制度ごと・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係性を越えた地域一人ひとりの多様性を前提として、第6章に掲げる「重層的支援体制整備事業実施計画」を実施する。	定期的な会議への出席、ケースごとに関係機関との情報共有を実施した。	関係機関との連携を通じ、必要な支援を効果的に実施した。	B	多機関と連携を図り、柔軟な対応を行うことができた。	複雑に絡み合った課題に対し、柔軟なアプローチ方法を検討する。	引き続き支援体制の強化、関係機関との連携に努める。
			障がい福祉課		相談支援事業については、5事業所への委託により、障がい者やその家族等からの相談に応じるための体制を強化するとともに、個別支援会議を開催し、事業所間の連携を深め、対応力の向上を図った。 地域活動支援センター機能強化事業については、障がい者の創造的活動又は生産活動の場を提供することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援した。	相談支援事業については、増加傾向にある相談者や、複雑化した問題に適時適切に対応することができた。また、毎月の個別支援会議での事例検討や勉強会により、連携の強化や対応力の向上につながった。 地域活動支援センターについては、障がい者に活動の場を提供することで、障がい者の自立及び地域社会への参加を促進することができた。	B	相談支援事業所及び基幹相談支援センター、関係機関と連携を密に図りながら、相談支援を行い、問題解決に向けた支援を行うことができた。 障がい者の創造的活動や生産活動の機会や場を提供することによる日中の居場所をつくり、障がい者の社会参加への意欲向上に資することができた。	相談支援は、障がい者支援の入り口となる重要なものであるため、相談者の対応力の向上を図る必要がある。 障がい者の地域社会への参加には、障がい者に対する理解促進を図る必要がある。	引き続き、個別支援会議を実施し、事例検討や勉強会において対応力の向上を図る。 適時適切な支援を行うことにより、障がい者の地域社会への参加、自立及び権利擁護の促進に努める。
			健康推進課		切れ目ない支援を実施するため、妊娠期から出産、子育て期の相談を受けると共に、各ケースの状況に応じて関係各部署、関係機関と連携をとって支援の対応を行った。	妊娠届出時および乳幼児健診等において全数面接を行い、要支援ケースを取りこぼすことなく支援に結びつけている。各課で把握した情報を共有できるよう会議を行った。 気になるケースについては、こども家庭センターと共有し支援した。	A	支援を必要とするケース毎に、アセスメントし、関係機関や部署と共に情報共有し支援を実施した。	多種多様な困難を重複して抱えたケースが増えていることから、関係機関、部署との連携がより必要になってくる。事例の共有や困難事例の検討会などの場が必要である。	引き続き連携して支援を実施していくと共に、困難ケースについては福祉部との連携、職員間で事例を共有し、対応力を高める。
			こども家庭支援課		・地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助の実施及び子育てに関する講座等を実施した。 ・利用者支援事業 こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を図った。	地域の子育て世帯が集える交流の場を設け、保護者が抱える不安や悩みの解消につなげた。 子育て世帯のニーズを把握し、多胎児ひろばや父親向け講座を開催することで、多様なニーズに対応した。また、気軽に相談できる環境を整え、育児相談につながるケースも増加した。	A	直営の地域子育て支援拠点事業は、「市内の施設で唯一の日曜開所」を行っており、開設4年目を迎え、利用者数は増加し、地域の子育て支援機能の役割を果たしている。 また、今年度で3回目となる「ぼんぼこベビーフェス」では、多くの子育て家庭が交流を広げる機会となり、子育て支援センターの役割や意義を広く周知した。	地域子育て支援センターが身近になり、地域や、利用につながりにくい保護者に対しては、積極的にアプローチを行う必要がある。	地域子育て支援拠点事業では、身近な場所で子育て家庭の相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連携や調整、協働体制の構築にも取り組む。また、利用者支援事業として、子育て家庭にとって身近で相談しやすい環境を整備し、相談を通じて個別のニーズを把握し、適切な施設や事業を利用できるよう支援を行う。
			福祉相談課		重層的支援会議の開催、包括的相談窓口体制の構築、事業の周知を行った。	12月末までに重層的支援会議を4回、包括的相談事業者連絡会を1回、相談支援に関する説明会を1回、それぞれ開催し、事業の周知をした。また、支援会議(個別ケース)を8回、支援会議(テーマ別勉強会)を1回開催した。	B	重層的支援会議は居住支援を必要とする方を中心に開催され増加傾向である。 相談は増加傾向だが、具体的な会議等の対応が間に合っていない状況である。	開催者や出席者にとって負担の少ない形で会議開催できるよう取り組む。	会議体の整理や支援者に負担をかけない依頼方法を引き続き検討する。
2	2	対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	福祉相談課の相談支援体制の強化を図ることで、コミュニティソーシャルワーカーとともに多様な主体が連携した包括的な相談支援体制を推進する。	庁内の関係課や関係機関、団体等と協力し、包括的な相談支援体制を推進した。	役割分担をしながら速やかに対応し、「断らない」体制を取ることができた。	B	福祉相談課が中心となって、関係課等と連携・調整を図ることで、包括的な相談支援体制をとることができた。	自分から助けを求められない人への周知が必要である。 複数の機関が連携するので、指示系統を明確化させる。 コミュニティソーシャルワーカーとの連携強化を図る。 福祉の総合窓口の配置が奥になっており、相談者にとってわかりづらくなっている。	庁内外問わず、福祉の総合窓口について周知を行う。 重層的支援体制整備事業の中で、検討・改善していく。	
3	3	社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し地域における要援護者等又はその家族・親族等の支援を通じて、地域の要援護者等の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行う。	市内を5地区に分けてコミュニティソーシャルワーカーを配置し対象者の相談・支援体制の整備を行う。	全5地区15人のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談・支援を行うことで、市民の困りごとを把握し適切な支援につなげた。	B	担当地域の会議に積極的に参加し、困りごとの相談に対応できた。 また、昨年度に引き続き小中学校を対象に実施している福祉体験学習の場を通じて、地域支援の取り組みを強化した。	個別支援に関する相談は増加傾向にあるが地域支援に関する取り組みは限定的であるため、既存の社会資源だけでなく新たな担い手を養成しながら、様々な社会資源と連携を図る。	地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域住民等を対象に研修会等を開催し、地域の担い手となるコミュニティソーシャルワーカーの育成を図る。	

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
4	4	民生委員・児童委員活動への支援	福祉相談課	民生委員協力員の嘱託を行い、地域住民への訪問や相談活動などを実施し民生委員・児童委員の活動負担の軽減を図る。	民生委員の一斉改選後、民生委員協力員の募集を地区会長に呼びかけた。 また、銚子市との地区会長間での意見交換会の場で、民生委員協力員制度の説明を行った。	B	欠員地区および新人民生委員のサポートへ繋げることができた。	民生委員・児童委員のなり手不足。	引き続き民生委員・児童委員の負担軽減のため民生委員協力員の嘱託を行う。
5	5	民生委員・児童委員、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知	福祉相談課	ホームページや民生委員・児童委員、主任児童委員の活動の中で活動や役割の周知を行う。(福祉相談課)	3年に1度の一斉改選に際し、民生委員・児童委員の活動内容および委員募集について周知した。	A	民生委員の活動および委員募集を広く周知することにより、委嘱へつなげることができた。 また、イベントや研修会を通して、顔の見える関係づくりを構築することができた。	引き続き、民生委員・児童委員の欠員が多い地区へ周知していく。	引き続き、市ホームページ等を活用し、民生委員の活動や募集および欠員地区の情報等を発信する。
			こども家庭支援課	子育て世代の地域の身近な相談役であり、行政や地域とのつなぎ役である主任児童委員の活動の周知を図り、子どもの健全な育成を推進する。(こども家庭支援課)	乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)において、里帰り出産された家庭に対し主任児童委員が訪問し、本市の子育て支援サービスの説明や身近な相談役であること等を伝え、主任児童委員の役割、活動について周知を図った。 また、主任児童委員の新規募集を図る中で、広報紙や市ホームページ、イベント等で積極的に活動内容等の周知・啓発を行った。	A	昨年度全体の乳児全戸訪問事業の訪問が28件、今年度では4~8月までの時点で19件であることから、同行訪問による周知の頻度が増えている。 また積極的に広報紙やイベント等を用いて周知を行った。木更津こどもまつりでは、参加人数が過去最高の約13,000人となった大規模な祭事の中で、「主任児童委員のお店」を通して、不特定多数の方々への周知・啓発につながった。	主任児童委員の名称やその活動内容を知らない市民も多く、乳児全戸訪問事業の活動において、警戒されるようなケースもある。引き続き周知を行い、広く一般に主任児童委員とその活動内容が知れ渡るようになれば、より円滑に活動することができるようになる。	引き続き主任児童委員の活動内容や意義、必要性、やりがい等を広く周知し、市民一人ひとりの理解及び協力を求めていく。
6	6	市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会へ事業費及び運営費の補助を行う。	木更津市財源に共同募金や社会福祉協議会の民間財源を加え、市内15地区社協に対し、事業費及び運営費補助金の交付を行った。 ①地域福祉活動推進支援事業費(木更津市財源) 15地区 計1,080,000円 ②地区社協助成金(共同募金財源) 15地区 一律130,000円計 1,950,000円 ③社協会費納入還元金(社会福祉協議会財源) 15地区 計986,660円 ④重点事業助成金(共同募金・社会福祉協議会財源) 10地区 計1,300,000円	B	地域の実情に応じた積極的な事業展開が見受けられた。	継続的な財源の確保が必要である。	引き続き、事業費及び運営費補助金の交付を行い、財政支援を行う。
7	7	地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知、基幹相談センター及び相談支援事業所の活動の周知	高齢者福祉課	地域包括支援センターの機能強化及び活動の周知。(高齢者福祉課)	市ホームページを始め、認知症ガイドブックや「在宅医療と介護マップ」など関係パンフレットに掲載し、継続して地域包括支援センターの周知を図った。	B	市ホームページや関係パンフレットに掲載することで、概ね目標を達成することができた。	地域包括支援センターの機能強化を図るため、高齢者福祉課内に後方支援ができる安定した人材を確保する。	三職種(保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士)を高齢者福祉課に配置し、地域包括支援センター間の総合調整や後方支援を担えるよう連携を強化する。
			障がい福祉課	基幹相談センター及び指定特定相談事業所の活動の周知。(障がい福祉課)	基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所の活動を周知するため、広報紙及び市ホームページへの掲載、窓口において「障がい福祉のしおり」の配布を行った。	B	活動を周知することにより、早期に相談支援につなげることができ、悩みや不安軽減に繋げることができた。	指定特定相談支援事業所の数は、ニーズに比べて不足している。	引き続き、基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所の周知を図るとともに、指定特定相談支援事業所の人材育成にも取り組む。

令和7年度 第4期末更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
8	「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実	障がい福祉課	市広報紙やホームページを活用して福祉サービス等の情報提供を行う。	広報紙や市ホームページ等で、障害福祉サービスや各種障害福祉イベントにかかる情報提供を行った。	障害福祉サービス利用や各種障害福祉イベント参加を促進することができた。	B	障害福祉サービス利用や各種障害福祉イベントに係る情報提供を、適宜実施することができた。	情報を得ることが難しい障がい者が存在し、適時適切な情報提供ができていないケースがある。	引き続き、広報紙や市ホームページを活用し、適時適切な情報提供に努める。
		介護保険課		広報紙や市ホームページ等で、介護保険に関する情報の周知に努めた。	市ホームページについて掲載内容およびレイアウトを見直すとともに、広報紙を活用した情報提供を行った。	B	市ホームページを随時更新し、介護保険に関する情報提供を行うことができた。	情報を得ることが難しい高齢者が存在し、適時適切な情報提供ができていないケースがある。	引き続き、広報紙や市ホームページを活用し、適時適切な情報提供に努める。
9	住宅確保に対する支援	福祉相談課	住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。	住宅確保に課題がある生活困窮者に対して、相談、賃貸住宅等への入居に関する情報提供、入居後の見守りなどの生活支援を実施している。	相談者の課題・状況に合わせた生活拠点を確保することができた。	A	相談者の悩み・課題を把握し、生活環境において特に配慮が必要とされる者に対し、安定した住環境を確保した。	高齢者や障がい者等、生活環境において特に配慮が必要な者の安定した住環境の確保が難しくなっている。	多種多様な相談内容に応じ、適切な住環境を整える事ができるよう、情報収集に努め、関係機関と連携し支援していく。
10	自殺予防の推進	福祉相談課	木更津市自殺対策計画に定める取り組みの推進を図る。	・中学生のSOSの出し方教室(講演会)実施(8校) ・市民向けの心の健康及び自殺対策に係る講演会開催(49名参加) ・一般市民を対象としたゲートキーパー研修(1月30日開催予定)	SOSの出し方や自殺対策、ゲートキーパーに関して、理解を深めることができた。	A	自殺対策計画に沿って、講演会や研修を開催することができた。	自殺対策にはゲートキーパーの役割が重要であるため、より多くの人にゲートキーパーを知ってもらう必要がある。	引き続き、講演会や研修会の実施のほか、啓発活動を通じて自殺対策を推進する。
11	虐待防止及び再犯防止対策の推進	福祉部	子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止とともに、犯罪をした者が再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める。	基幹相談支援センターが中心となり、関係機関との連携を図りながら、虐待事案等への対応を行った。(障がい福祉課) 木更津市高齢者虐待防止ネットワークにて代表者会議、個別事例検討会、ケース会議を適宜開催した。(高齢者福祉課) 木更津地区更生保護女性会への事業費の補助を行った。(福祉相談課)	関係機関との緊密な連携により、虐待事案等に対し、迅速に対応できた。(障がい福祉課) 虐待防止に関わる関係機関等の連携強化を図ることができた。(高齢者福祉課) 事業費の補助を行うことで再犯防止対策等にかかる活動の充実を図った。(福祉相談課)	B	関係機関との緊密な連携により、虐待防止対策に寄与した。(障がい福祉課) 計画通り会議開催、多機関と情報共有・ケース検討ができたため。(高齢者福祉課) 要望額通りの額を補助することができた。(福祉相談課)	虐待防止や再犯防止に関する相談に迅速に対応するため、基幹相談支援センターの体制を強化する必要がある。また、虐待防止に関する継続した啓発活動が必要である。(障がい福祉課) 予防・早期発見・早期対応・再発予防の対策が求められる。(高齢者福祉課) 継続的な財源の確保が必要である。(福祉相談課)	基幹相談支援センターの体制の強化に取り組むとともに、虐待防止について、広報紙、ホームページ及び障害福祉イベント等を活用し、普及啓発に努める。(障がい福祉課) 引き続き現状の把握、支援体制の強化に努める。(高齢者福祉課) 引き続き、補助金の交付を行い、財政支援を行う。(福祉相談課)
		こども未来部		地区民生員協議会や主任児童委員会において、地域での児童虐待の防止、早期発見、対応について啓発を行った。	地域での児童の見守りや早期発見、早期対応について地区の民生委員・児童委員、主任児童委員に周知したことで児童虐待防止の一助につながっている。	B	児童虐待防止に関する取り組みについて市から直接説明し、地域住民の中に広めることができたため。	児童虐待防止に対する関心を高め、予防・早期発見・対応できるよう地域住民に継続的に働きかけていく必要がある。	児童虐待防止に関する説明会等の機会を設け、児童虐待予防について啓発を継続して実施する。
12	庁内各課・関係団体との連携強化	福祉相談課	庁内各課や社会福祉協議会等の関係団体との連携を一層強化し、対象者横断の相談・支援体制の構築に取り組む。	相談者が抱える複合的な課題に対して、関係する庁内各課や社会福祉協議会等を積極的に巻き込み、連携して解決にあたることで、相談・支援体制を整えた。	今年度の相談数は12月末時点で延べ1,801件であり、関係団体等と協力し、継続して課題解決に取り組んでいる。	A	取組む課題ごとに連携する関係団体等が異なる中、相互に協力して課題に取り組み、体制の構築と連携の強化が進んだ。	今後も複雑な課題を抱えるケースの増加が見込まれることから、福祉の総合窓口として、相談体制の強化が必要。	様々な課題に取り組む中で、関係団体等との連携・支援体制を強化していく。
(2)生活困窮者自立支援の方策(地域福祉計画53~54ページ)									
13	対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援	福祉部内各課	福祉部内の相談・窓口で連携し、包括的な支援を継続的に行う。	福祉部内の窓口で受ける相談に対し、それぞれの課が個別に対応することなく、関連する課の者が同席して対応し、包括的な支援を行った。	課題解決に向けて、関係する課が合同で取り組むことにより、より効果的な対応に繋がった。	A	一担当者が課題を抱え込むことなく、関連する課と取り組むことで、相談者の利便性に繋がるとともにより効果的な対応となった。	今後は、相談内容も複雑に、件数も増加が見込まれることから、より一層の連携が必要とされる。	様々な課題に対して、部全体で協力して取り組む中で、連携・支援体制を強化していく。
14	社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会に委託しコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置することにより、地域福祉の向上を図る。	市内地域包括支援センター単位に15名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、相談支援活動を実施した。市内の小中学校で行った福祉体験学習にコミュニティソーシャルワーカーが参加した。	地域から寄せられた課題に適切に対応し、対象者を支えた。福祉体験学習に参加することで民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、学校ボランティア、保護者などとの交流を図ることができ地域の取組への支援を行った。	A	個別ニーズだけでなく地域から寄せられたニーズに対しても適切に対応した。	地域の担い手の確保。	民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、支援関係機関、ボランティア等を対象に研修会を開催し地域の担い手の育成を行う。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
15	3 生活困窮世帯の子どもの学習支援	こども政策課	社会的・経済的困難を抱える世帯等の子どもたちが将来に夢や希望を持って成長していけるよう、安心できる居場所を設置し、生活習慣や基礎学力、学習習慣を身につけ、高等教育への進学等を目指す。	市内4カ所の公民館等で学習支援教室を開催した。 ①西清川教室 41回 ②岩根教室 39回 ③中央教室 42回 ④富来田教室 40回 4地区合同行事 5回 なお、地域の小中学校へ訪問し学習支援教室の周知活動を行った。 学生ボランティアを募るために、県内の大学や高校などにも訪問した。	学校での周知活動などを通じ、生徒の確保に努めた結果、多くの生徒の参加申込があった。延参加人数1,348人 キャンプやクリスマス会の合同行事を実施し、コミュニケーションが図れ居場所としての存在になった。	A	学習の場と、居場所としての機能を果たしている。	大学生ボランティアの確保を行う。関係各所(生活保護ケースワーカー、学校、児童相談所等)との更なる連携を図る。	継続的な周知活動を行う。
16	4 ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援	福祉相談課	働くことについての悩みを抱えている人が就労に向かうことができるように、ハローワークや地域若者サポートステーションと連携し、継続的な支援を行う。	就労にかかる悩みを抱える者に対し、ハローワークや地域若者サポートステーションへの同行するなど、それぞれの機関と連携して、継続的な支援を行った。	長期間ひきこもり状態にあった者に対し、地域若者サポートステーションと連携してA型・B型作業所に通えるようにするなど、社会参加に繋げることができた。	A	就労環境に適応できていないだけでなく、能力的にそれ以前の段階の者に対しても、継続支援を行うことで、社会参加に繋げることができた。	就労経験があっても、能力的に準備段階の者もいることから、継続した支援が必要となる。	ハローワークや地域若者サポートステーションとの連携のほかに、対象者の他の支援機関とも連携して取り組む。
17	5 商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓	福祉相談課	様々な事情から一般就労で働くことが難しい方に対して働く場を提供し、その中で一般就労に向けた訓練を行う。	社会福祉協議会に委託した就労支援事業により、12月末時点で16名の対象者の就労に向け、それぞれの目標を定めて、福祉事業所及び市関係施設、教育機関等の協力により、就労や社会生活全般で必要となる基本的な生活習慣や技術を習得するための体験や訓練等を行った。	個別支援計画に基づき、対象者の状況に応じた体験や訓練の機会を提供することにより、自立生活や就労の意欲低下が顕著な対象者の意欲向上に努めた。 1月時点で職場体験の受け入れ実施事業所は1カ所。2カ所目は調整中。	C	就労先での新たな課題を抱える場合や社会への参加意欲が著しく低下している対象者も多いため、就労へつながらなかった。	就労の継続、社会との関係性の維持が必要である。	対象者の状況や支援の目的を理解し、協力していただける事業所等の協力者の範囲を広げるとともに、就労や体験、訓練による対象者の自立生活及び社会参加意欲の向上を図る。
18	6 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会において福祉資金貸付制度として生活福祉資金の貸付を行う。	生活福祉資金貸付事業(低所得世帯、障がい世帯、高齢者世帯への貸付事業)では、生活が一時的に困窮する世帯からの相談を受け、貸付要件に該当する世帯に対し貸付をした。また、コロナ特例貸付世帯への償還及びフォローアップ支援を実施した。 ・生活福祉資金貸付件数 緊急小口資金(4件) ・市社協貸付事業 善意銀行(32件) 給付(2件) 令和7年11月末現在	世帯の状況に応じて関係機関と連携し、対象世帯に対して適切な支援を行った。 また、本則及びコロナ特例貸付償還督促の対応として電話や訪問など重点的に行った。	A	対象世帯に対し、適時適切な支援を行うことができた。また、生活福祉資金貸付要件を満たさない世帯に対し、関係機関への紹介や仲介、市社会福祉協議会貸付(善意銀行)にて対応した。	物価高騰により困窮世帯が増加しているため、通常の貸付相談やコロナ特例貸付制度利用者へのフォローアップ支援が必要。免除を含め償還完了者からの貸付相談が増加傾向にあるため、家計相談を含めた支援も必要である。	引き続き関係機関と連携を図り体制を強化する。更に生活福祉資金制度の周知を図るために広報紙やホームページ等への掲載を適宜に行う。また、行方不明や滞納世帯への対応について具体的な検討を行う。
19	7 特定地方公共団体による無料職業紹介事業	福祉相談課	地方公共団体による無料職業紹介事業を実施することで公共職業安定所等と連携した包括的で多様な社会参加・就労支援体制を推進する。	近隣3市の実務者と打合せや情報交換を行った。	他市の状況や実績を把握することで、就労支援に関する実務や他市の会社の情報を得ることができた。	A	相談者の特性に応じて、適切な職業に就労できるよう支援を行った。	会社の開拓や登録が必要。対象者の経験を重視した支援を行う。	相談者の状況を把握し、適切な業種への就労を支援していく。
(3)必要なサービスを提供するための仕組みづくり(地域福祉計画55~56ページ)									
20	1 地区懇談会の開催	福祉相談課	地域課題の把握を目的とした地区懇談会を開催する。	地域ケア会議及び地区民生委員児童委員協議会に積極的に参加し、課題解決に向けて関係機関(者)と検討した。 生活支援体制整備における協議体において地域の課題について話し合い地域課題を共有した。	地域包括支援センター等の関係機関、地域住民において、地域課題を洗い出し、明確化した。	B	コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーターは相談窓口機能を持つ地域包括支援センターや民生委員児童委員及び地域の事業所等と共に考える場に、定期的に参加することができた。	既存の会議体だけでなく、社会福祉協議会の事業を通じて地域課題を掘り起こしていく。	引き続き、地域ケア会議等に積極的に参加し、様々な課題の明確化に努める。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針	
21	2	サロンの開催場所の増設	福祉相談課	社会福祉協議会主導での住民交流の拠点としてのサロン活動の増設をする。	サロンや子ども食堂開設の相談を受け、アドバイスや助成金の案内を行いサロン増設に向けて取り組んだ。	B	高齢者サロンとしては1地区2ヶ所の増加となった。新設により高齢者が生きがいをもちながら参加しており、住民同士の交流も図れている。	サロンが不足している地区がある。	必要に応じてサロンの立ち上げ支援等を行う。通いの場立ち上げ支援ガイドの活用を図る。	
22	3	認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握	高齢者福祉課	地域での見守り活動を支援するとともに、登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報を市や地域包括支援センターに登録することで、緊急時の対応や早期に必要な支援を行う。	地域包括支援センターにて登録を希望する高齢者の住所、氏名、緊急連絡先、かかりつけ医等の情報の申請を受け、毎年誕生日に更新をする地域高齢者把握事業を実施した。	B	登録者等に対する健康、医療、介護の各種相談に対応した。外出先等で緊急搬送・保護された際に、医療機関や警察の照会に対して迅速に情報提供を行った。	従来通りの運用を維持できた。	登録者数の増加に向け、課題整理が必要。	事業の周知に加え、事務作業の効率化を図る。
23	4	支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会にてコミュニティソーシャルワーカー養成研修会を行い、人材の育成を行う。	コミュニティソーシャルワーカー専門研修、専門研修修了者のフォローアップ研修に参加した。コミュニティソーシャルワーカー養成講座(地域福祉支え合い・助け合い推進講座)を2月2日に開催予定。	A	民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、福祉関係機関等に案内を行い、コミュニティソーシャルワークの基礎知識や相談援助技術を習得し、地域で適切な支援活動を展開した。	民生委員児童委員や地区社会福祉協議会関係者、福祉関係機関や行政職員など、多様な立場からの参加を得られた。	地域住民にも広く研修の参加を促していく。	様々な媒体を活用し、研修の周知を図る。地区社会福祉協議会、民生委員児童委員等を対象に研修会等を開催し地域のコミュニティソーシャルワーカー(担い手)の養成を行う。
(4)福祉サービスを支える仕組みの充実 (地域福祉計画57~58ページ)										
24	1	市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付	福祉部内各課	福祉サービスの利用に関する苦情に対し、窓口で対応し、解決に努める。(福祉部内各課)	福祉サービス(介護、障がい、子育て、生活困窮等)の利用に関する苦情を随時受け付け、窓口・電話・メールなど複数の方法で柔軟に対応した。	B	関係機関等と連携・情報共有し問題解決につなげた。	複雑な福祉制度や多機関調整が必要な相談では対応力の強化が求められる。	関係各課と連携を図り、複合課題への支援体制を強化する。	
			地域共生推進課	市政要望については、窓口・電話・手紙・FAX・メール・HPからの問い合わせフォームなど、多様なチャンネルでの受け付けを継続する。	手紙32件、ホームページの問い合わせフォーム2,521件(うちナイジェリアホームタウン認定に関するお問い合わせ2,380件)、オンラインでの現地レポート26件、その他お問い合わせ254件(うちナイジェリアホームタウン認定に関するお問い合わせ251件)、計2,833件を受け付けた(11月末時点)。	A	市政要望につき、窓口や電話をはじめとした多様な方法で受け付け、当課で集約のうえ、担当部署へ伝達することによって、効率的かつ円滑な要望・情報の共有を図った。	特になし。	引き続き要望の関係部署と連携し、迅速・適切な回答に努める。	
25	2	福祉サービス利用者サポートセンター(千葉県運営適正化委員会)の活用	障がい福祉課	福祉サービス利用者からの苦情等を解決するために福祉サービス利用者サポートセンターへ相談等を行う。	利用者からの苦情に対して、福祉サービス利用者サポートセンターを案内した。	A	福祉サービス利用者サポートセンターを案内することにより、迅速な対応が図られた。	特になし。	引き続き、苦情等の内容を正確に把握し、適宜、福祉サービス利用者サポートセンターを案内する。	
26	3	福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進	福祉相談課	福祉サービスを提供する福祉施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行い、福祉サービスの質の向上を図る。	今年度は該当なし。	今年度は該当なし。	今年度は該当なし。	今年度は該当なし。	市民総合福祉会館は指定管理者(社会福祉協議会)に評価を依頼している。次回はR8~R12年度の指定期間で1回実施する。	
			障がい福祉課		今年度は該当なし。	今年度は該当なし。	今年度は該当なし。	今年度は該当なし。	障害福祉サービス事業者の指定権者である県と連携して受審の推進を図る。	
			こども未来部	今年度保育施設1園において第三者評価を受審予定。(こども保育課)	第三者評価受審園に対し、公定価格の範囲内で第三者評価に係る施設型給付費を支給予定。(こども保育課)	C	保育施設の第三者評価受審については5年に一度を想定し、現状市内の保育施設で実施している園が少ない状況のため。(こども保育課)	第三者評価受審について、利用者のサービスの質の向上のため必要としているが、努力義務となっているため、市内の保育施設で実施している園が少ない状況である。(こども保育課)	引き続き、定期監査等を通じ、市内の保育施設に対し、保育の質の向上のため、第三者評価受審の必要性について案内をしていく。(こども保育課)	
27	4	市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進	福祉相談課	市民からの権利擁護に関する相談にあたって、市及び木更津市社会福祉協議会が連携して成年後見制度や日常生活自立支援事業、その他のサービスの案内等について総合的に対応する。	成年後見支援センターに寄せられる権利擁護にかかる相談に対して、定期的に開催する権利擁護支援定例会議において専門職の意見を聞き、支援の方向性等を検討して、支援を実施した。	A	専門職の意見を聞き、対象者の実情に合わせた支援を行った。	複雑な事情・課題を含む相談もあることから、専門職の意見を踏まえて、取り組む必要がある。	継続して取り組む。	

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
28	5 成年後見の市長申し立て	福祉相談課	成年後見制度利用の申し立てができる4親等以内の親族がいないなどの人に対し、市長申し立てを行っている。	成年後見制度を必要としている者のうち、親族等の協力が得られない者について、市長申し立てにより、家庭裁判所の審判を求めた。	親族の協力が得られない方の権利擁護支援のため、12月末で3件の市長申し立てを行い、全件確定している。	A	調査を確実に実施することで、申し立て後、概ね2週間以内に後見開始の審判を受けている。	早急に支援が必要なケースもあることから、課題や現状を速やかに把握し、支援を行う必要がある。	継続して取り組む。
29	6 市民後見人育成	福祉相談課	地域における身近な存在として、被成年後見人等の意思を丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる市民後見人を養成する。	3年おきに実施している市民後見人養成講座のフォローアップ研修を開催し、地域の支えあいである、市民後見人の養成を推進した。	フォローアップ研修を開催し、必要な知識や技術の向上の機会を設けるほか、受任中の市民後見人については、定期的に開催される後見監督連絡会で専門職による相談支援を受けられる体制を整え、質の向上に努めた。	B	フォローアップの場や相談ができる場を設けることで、活動への不安の払拭に努めた。	高齢化等による制度利用の需要の増加から後見人等の不足が見込まれるため、人材確保が課題である。	継続して養成講座及びそのフォローアップに取り組むほか、人材確保について県や裁判所にも協力を求め、養成講座の近隣地区との合同開催も検討する。
30	7 日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発	福祉相談課	幅広く市民全体に成年後見制度を普及啓発し、成年後見制度への関心を高める。	パンフレットや市ホームページを活用した広報活動を行うとともに、出前講座や市民向け研修会を開催することにより制度の周知に努めた。	福祉相談課及び社会福祉協議会窓口において、制度利用に関する問い合わせ対応を行うとともに、地域住民向けの出前講座を1回開催し、制度周知に努めた。	B	前年度と同様に制度の普及啓発を行った。	さらに制度を浸透させるには、講演会等個人も参加できる周知の機会を検討する。	障がい者やその家族を含めた高齢化率の上昇により、需要が見込まれることから、正しく制度を理解してもらうための周知方法を図る。
(5)高齢者や障害のある人など当事者組織への支援 (地域福祉計画59~60ページ)									
31	1 当事者組織についての情報を提供	高齢者福祉課	多くの高齢者が参加できるように団体の情報を提供する。(高齢者福祉課)	市の広報媒体に会員募集の記事を掲載し、情報提供を行った。また、高齢者の利用が多い施設に会報誌を配置した。	シニアクラブの認知度向上に努めた。	C	前年度と同様に、活動を維持できた。	シニアクラブの数および参加者の減少。	シニアクラブの活動を積極的に周知し、会員の増加を目指す。
		障がい福祉課	障がい特性に応じた相談ができるように、各障がい者団体の情報を提供する。(障がい福祉課)	ホームページや「障がい福祉のしおり」に各当事者組織の情報を掲載している。	各当事者組織の情報を掲載することにより、障がい特性に応じた相談等ができる環境整備に寄与した。	A	障がい特性に応じた相談等ができる環境整備に寄与した。	特になし。	引き続き、当事者組織の情報提供を行う。
32	2 当事者組織の運営や活動を支援	高齢者福祉課	高齢者が健康でいきがいのある活動的な生活が送れるようにシニアクラブへ支援を行う。(高齢者福祉課)	シニアクラブの運営に要する経費に対し当該シニアクラブに補助金を交付した。	心身の健康の保持、老人福祉の増進及び社会活動への参加による介護予防等に貢献した。	A	前年度と同様に、活動を維持できた。	シニアクラブの数および参加者数の変動に応じた補助額の調整を要する。	事務局と協議のうえ、活動規模に応じて柔軟に補助金を交付する。
		障がい福祉課	市内に在住する障がい児者の自主及び社会参加を図ることを目的として、継続的に活動を行う団体に対し、補助金を交付する。(障がい福祉課)	市内の当事者組織に対し、補助金を交付した。	当事者組織に補助金を交付することにより、活動の支援を行った。	A	当事者組織の活動状況に応じ、適切に補助金を交付することにより、継続的な活動を支援した。	当事者組織の構成員の高齢化が進み、年々、活動が縮小傾向にある。	引き続き、当事者組織の活動状況を注視しながら、適切な補助金の交付を行う。
33	3 当事者組織との定期的意見交換の実施	高齢者福祉課	シニアクラブ連合会との意見交換を必要に応じて随時行う。(高齢者福祉課)	大々的な意見交換は行わなかったものの、シニアクラブ活動の中で協議事項が発生した際には、随時意見交換を実施した。	随時発生した協議事項に対して、臨機応変に対応した。	C	意見交換について、随時発生した協議事項にとどまった。	今後の意見交換の場を充実させる必要がある。	必要に応じて、意見交換を行い、事業の活性化を目指す。
		障がい福祉課	障がい児者が地域で日常生活を営むことができるように当事者組織を地域自立支援協議会の構成員として意見交換を実施する。(障がい福祉課)	当事者組織の方が地域自立支援協議会及び各専門部会に参加し、意見交換を実施した。今年度は吾妻公園文化芸術施設建設に係るバリアフリーについて検討し、担当部署へ要望書の提出を行った。	当事者組織の方との意見交換により、障がい児者が抱える諸問題について、活発に意見交換ができた。	A	活発な意見交換により、吾妻公園文化芸術施設に係る要望書の提出につながった。	障がい児者が地域で日常生活を営むことを支援するためには、当事者組織との意見交換を継続して行う必要がある。	引き続き、当事者組織の方に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として加入し、活発な意見交換を行っていく。
34	4 当事者の各種会議への参加(意見等発言の機会の提供)	高齢者福祉課	当事者の各種会議への参加(高齢者福祉課)	認知症サポーターステップアップ講座で、若年性認知症当事者による講話を実施した。	実際に若年性認知症当事者の講話を受講することで、当事者の思いやその人らしく生きること、必要な支援について理解を深めた。	A	当事者やその支援者・関係機関と連携を図り、各講座を開催することができた。また、当事者との良好な関係が構築できた。	認知症サポーターステップアップ講座のほか、認知症家族交流会などを通じて、本人が自身の状況などを発信できる場を増やしていく。	引き続き、当事者が積極的に各種会議へ参加し発言の機会が作れるよう、当事者組織の周知を行う。
		障がい福祉課	地域自立支援協議会のほか、きさらづ障がい者プラン作成等障害福祉施策に関する会議への参加により意見等発言の機会を提供する。(障がい福祉課)	当事者に地域自立支援協議会及び各専門部会の構成員として、「第6次きさらづ障がい者プラン」における取組み内容について、実行に向けた意見等の発言の機会を提供した。	直接、意見等を伺い取り入れたことで、より具体的な取組み内容の検討ができた。	A	当事者に意見等発言の機会を提供することができ、新たな取組みを実施した。	障がい福祉施策の推進のため、引き続き当事者の意見等を発言する場を提供する必要がある。	引き続き、地域自立支援協議会及び各専門部会に参加し、意見等の発言の機会を積極的に設けていく。また、「第6次きさらづ障がい者プラン」の進捗管理を実施していく。
35	5 ひとり親家庭等に対する支援体制の強化	こども家庭支援課	民間ボランティア団体の交流の場の情報を提供するとともに、当事者のニーズ把握に努める。	相談内容に応じ、必要な支援が提供できるよう、NPOの団体の紹介や関係機関につないだ。	ひとり親家庭等への相談において丁寧に困りごとやニーズを聞き取り、必要な情報提供や関係機関につないだ。	A	ひとり親家庭等に対し個々に応じた情報提供を行った。	相談者が各自のニーズにあった団体等の情報入手し、必要に応じてその団体のサービス利用につなげる。	相談者のニーズに合わせて、最新の情報を入手できるよう、民間ボランティア団体等の情報の把握に努め、情報共有を図る。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針		
(6)健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援 (地域福祉計画61~62ページ)											
36	1	妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進	健康推進課	健康実態と課題を踏まえ、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を実施。	<p>妊娠期から乳幼児期においては、マタニティ講座や乳幼児健診、各種教室、生活習慣病予防健診事後指導等において、年齢に応じた、生活リズム等の基本的な生活習慣の確立に向けた普及啓発や個別指導を行った。</p> <p>幼児期から学齢期の歯や口の健康づくり推進のため巡回口腔衛生指導を実施した。また、市内の一部小中学校において、永久歯のむし歯予防を目的にフッ化物洗口事業を実施した。高齢期においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、フレイル予防のため保健事業を実施した。</p> <p>全世代への取り組みとして、健康アプリ「らづFit」を通じて、より多くの市民が日常生活で「歩くこと」を意識できるように、ウォーキングの啓発、歩数を増加させるポイントを定期的に周知した。また、体組成計「らづBody」を使用して、健康測定会を市役所、公民館で実施するとともに、新たに企業・団体やショッピングモールでも実施し、自分自身の健康を振り返るきっかけづくりとなるよう環境づくりを行なった。</p>	<p>(R7.12月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室163人 ・乳幼児健診指導2,019人、乳幼児栄養事後指導延44人 ・7か月児教室275組 ・1歳児教室(新規事業R6.6月~)493組 ・カミカミごっこ教室62人 ・幼稚園保育園児への啓発3,155人 ・生活習慣病予防健診事後指導実施校数 小学校2校、中学2校 ・巡回口腔衛生指導数(保育園・幼稚園・小中学校)3,486人 ・フッ化物洗口事業実施校数 小学校11校、中学校4校 <p>(R7年12月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者へのフレイル予防の健康測定会 28回 <p>(R7.11月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・らづFit登録者数 11,638人 <p>(R7.4月~9月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・らづBody延利用者数 5,915人 	B	ライフステージごとの健康課題に応じた取り組みを実施している。	第4次健康ささづ21の健康目標を達成できるように、毎年評価していく。目標に達していない項目については、取り組み状況を見直し、実施体制等を再検討し実施する必要がある。	第4次健康ささづ21に基づき健康づくりを推進するにあたり、ライフステージ毎の取組に加え、ライフコースに着目した健康づくりの推進を図る。	
37	2	予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援	健康推進課	栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の適切な生活習慣の維持、改善により、予防可能な疾病の発症や重症化を予防する。	<p>各種健(検)診、健康教育、健康相談などの事業を継続実施した。</p> <p>若年期健康診査において野菜摂取度測定や骨の健康チェックも実施し、生活改善のきっかけづくり及び、保健指導内容の充実を図った。</p>	<p>(R7年度見込)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病に関する健康相談 ・面接 延335人 ・電話・メール 延274人 生活習慣病に関する訪問指導 ・訪問 延95人 	A	対象者における実施状況は、事業計画どおり遂行している。	肥満者が増加しているため、適正体重に近づけるための支援や高血圧や糖尿病等の未治療者への受診勧奨や食生活等生活改善に向けた指導を強化していく必要がある。	引き続き、各種事業の評価を行いながら、事業実施方法の検討、工夫を行う。	
38	3	健康づくりのための情報提供	健康推進課	各種事業、関係団体との連携会議、広報紙、市ホームページ等を通じ健康についての知識の普及・啓発に努める。	<p>健康イベントや公民館において、がん検診の必要性について啓発を図った。</p> <p>がん検診や健診会場、イベント会場において、体組成計「らづBody」を用いて、測定し、使用方法、結果の見方の周知を図った。併せて、毎月の広報紙や、3か月ごとにSNSで健康アプリ「らづFit」の周知も行った。</p> <p>また、適正体重維持、身体活動の必要性、睡眠、飲酒、骨粗鬆症予防についての資料(成人・小中学生向け)を完成させ、庁内及び市内小中学校に資料の活用を依頼するとともに、イベントや保健指導の際にも活用し普及・啓発に務めた。</p>	<p>(R7.11月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・らづFit登録者数 11,638人 (R7.4月~9月末現在) ・らづBody延利用者数 5,915人 <p>(R7.12月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率 胃2.05% 肺4.42% 大腸4.48% 乳未確定 子宮未確定 	B	健康アプリ「らづFit」の登録者数は年々増加している。また、体組成計「らづBody」については、利用者数を維持しており、市民の健康管理に活用されている。	適正体重維持、身体活動の必要性、睡眠、飲酒、骨粗鬆症予防についての資料の完成及び活用まで実施した。	市民が主体的に健康づくりに取り組むことを推進するため、引き続き体組成計「らづBody」、健康アプリ「らづFit」の周知を図るとともに、歩数を増加できるよう啓発運動に取り組む必要がある。	「第4次健康ささづ21」に基づき、健康づくりについての知識の普及啓発を実施していく。
39	4	健診受診率の向上に向けた取組みの推進	健康推進課	個別受診勧奨や広報などで受診を促すと共に、複数の検・健診を同時実施するなど受けやすい環境づくりを行う。	<p>妊産婦および2歳児、成人歯科健康診査においては、受診率向上のためSNSや電子母子手帳の通知を活用し情報発信を行った。</p> <p>がん検診では、大腸がん検診と肺がん検診を同時受診できるように改善し、予約が埋まりやすい検診の日程を増やすなど受診しやすい環境を整えた。</p> <p>また、SNSを活用し情報発信を行った。</p> <p>若年期健康診査については、過去に受診歴のある健診未受診者に対して受診勧奨を実施したり、健診予約者に対して健診直前にリマインドメールを送信し、予約者の失念によるキャンセル防止を図った。</p>	<p>事業実施中のため、集計途中。令和8年5月確定する。</p> <p>(R7.11月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦歯科健康診査受診率 妊婦37.9% 産婦22.9% ・2歳児歯科健康診査受診率 56.7% ・成人歯科健康診査受診率 5.31% <p>(R7.12月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診受診率 胃2.05% 肺4.42% 大腸4.48% 乳未確定 子宮未確定 ・肝炎ウイルス検診受診率1.5% ・若年期健康診査受診率 5.7% 	B	各がん検診、若年期健診、2歳児歯科健診において、受診率の維持・向上がみられている。	各がん検診、若年期健康診査においては、受診率の向上が見られたものの、依然として低い状況であるため、受診率向上に向けた対策を図る。	妊産婦歯科健診、成人歯科健診においては、受診率がやや低下していることから、受診率の向上に向けた取り組みが必要である。	がん検診については、実施時間を拡充するとともに、健康教育として経年的な受診を促していく。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
40	5 健康増進センター等による運動の機会の充実	健康推進課	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施。	子どもの体づくり、成人の健康づくりや介護予防を目的とした各種教室・レッスンを実施した。	4月から11月までの、利用者数89,416人(昨年比4,220人増)、各種教室参加者数1,188人(昨年比111人減)、当日申込レッスン参加者数5,916人(昨年比838人増)、イベントレッスン参加者数233人(昨年比11人減)。	A	教室の定例化により固定利用者が増加したため、各種教室参加者数は昨年比110%に増加しているほか、SNS強化により夏季利用者数が増加している。	更なる利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援する。	引き続き、利用者数の増加を図り、利用者の運動継続を支援していく。
41	6 保健・医療・福祉やNPO、ボランティア団体とのネットワークを形成	福祉相談課	社会福祉協議会において地域の健康課題、生活課題を共有し、課題解決のためのネットワークづくりを進める(コミュニティソーシャルワーク事業)。	地域包括支援センター単位にコミュニティソーシャルワーカー15名(職員)を配置し、福祉サービスの横断的利用を可能とするため、重層的支援体制整備事業における関係機関連絡会や支援調整会議を通じて多職種間での連携を図った。	多職種間で連携を図り情報交換を行ったことにより、課題解決に向けた支援を行った。	B	各事業において、行政の各課や医療、福祉、司法等機関との連携が図れた。	企業、NPO、ボランティア団体との連携が必要。	企業、NPO、ボランティア団体との連携に向けた取り組みを検討する。
42	7 市民向け各種講座・講習の開催	福祉相談課	社会福祉協議会において生きがいづくりのための各種講座・出前講座を開催する。	各種出前講座等を開催した。 ・ボランティア傾聴基礎 ・フォローアップ研修を開催予定 ・講演会「おたがいさまの地域づくり」(参加者 38名) ・子ども食堂関係者懇談会 ・その他複数の講座	・受講生に対して傾聴活動の重要性、意識の向上や傾聴スキルの向上を図った。 ・講座を通して、おたがいさま及び地域づくりに対する意識の向上が図られた。	A	市民の地域福祉活動参画への意識向上が図られた。	各種講座の内容の充実や開催回数を増やす。	講座の内容を検討し、魅力ある講座を開催し、市民の地域福祉活動への参画及び生きがいづくりにつながる講座の開催に努める。
43	8 公民館での健康を支援しあえる仲間づくり	中央公民館	健康推進のための学びを通して、地域住民の仲間づくりを図り、地域で健康づくりを支援しあえるしくみづくりを促進する。	各公民館の「健康」をテーマにした主催事業。35事業 234回実施。	各公民館で身近な健康をテーマにした主催事業を実施した。参加者数1,820人。	A	「健康」をテーマとする主催事業を実施し、それぞれの地域住民が健康増進について学ぶ機会を創出できた。	引き続き、各地域のニーズをとらえた事業を実施していく。	地区担当の保健師や関係機関等と連携し、地域に合ったテーマを取り上げ、多くの住民の参加を図る。
44	9 障がい者や高齢者の社会参加促進	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。(高齢者福祉課)	会員募集や活動内容の案内を各自治会へ配布し、広報活動を支援した。	若干ではあるが、会員増に貢献することができた。	C	シルバー人材センター募集のチラシを各自治会へ配布し、会員の増加に努めた。	ホームページを充実させ、仕事の内容や働いている人の声を市民に周知していく。	引き続き、事務局との意見交換を行い、会員増加や職種や職域の開拓を進め、就業機会を提供するよう働きかけていく。
		障がい福祉課	障がいの有無に関わらず地域で共生した社会を構築するため、市民の相互連携及びNPO法人の活動の活性化を図る。(障がい福祉課)	地域自立支援協議会啓発交流部会及び権利擁護部会共催で、障害福祉イベントを開催した。 また、市内のNPO法人が運営する地域活動支援センターⅢ型事業施設を支援するために補助金を交付した。	障害福祉イベントでは延べ1,000人の来場者があり、障がいへの理解促進に寄与した。	B	市民との相互連携による障害福祉イベントを開催し、障がいへの理解を深めた。 また、地域活動支援センターⅢ型事業運営費補助金を交付することで、安定した施設運営が行われた。	引き続き障害福祉イベントを開催し、障がいへの理解促進の場を提供する必要がある。 また、地域活動支援センターⅢ型事業に係る運営補助金を確保する必要がある。	共生社会の実現を目指し、市民の相互連携による障害福祉イベントを開催していくとともに、予算の確保に努める。
45	10 サロンの場での生きがいづくり	福祉相談課	社会福祉協議会において、サロンの場を高齢者の生きがいづくり活動のひとつとする。	地区社協への助成金交付を行うことにより、関係者が運営する市内18か所の高齢者サロン活動の財政支援を行った。 また、生活支援コーディネーターがサロン活動に参加し、ボランティアのサポートを行った。	安定した財源の確保と、生活支援コーディネーターによる取組の結果、新規サロンの立ち上げの検討、サロンの担い手発掘等により、サロン活動が活性化した。	B	地域住民交流の拠点づくりに貢献した。	未実施地区への働きかけが必要。	引き続き、幅広い地域に活動の支援を行う。
(7)地域における子育ての支援 (地域福祉計画63~64ページ)									
46	1 保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進	こども保育課	保育士の定着及び質の向上を行うとともに、保育の受け入れ態勢を整え、地域の子育て支援のための環境を整備する。	民間保育園保育士の処遇改善のため、補助金を交付した。 保育の受け入れ態勢については、民間活力を活用した人材派遣による市立保育園の保育士確保及び保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金の貸付を行い、市内の保育施設に従事する人材の確保に努めた。	補助金の交付により、処遇改善が行われた。 民間活力を活用した人材派遣により市立保育園の保育士を6名(12月時点)を確保した。また、保育士資格の取得を目指す学生28名に対して修学資金の貸付を行い、市内の保育施設に従事する人材の確保に努めた。	A	予定通り事業を実施している。	既存の保育施設が年数経過により老朽化しているため、改築をする必要がある。	引き続き、待機児童数等を注視しつつ、効果的に保育所等の整備に努める。
47	2 家庭・地域と連携した学校教育の推進	学校教育課	家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動を基本に、家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりをめざし、学校教育の充実を図る。	市内全小中学校で実施されている「学校評価木更津システム」の評価結果を活用し、地域に開かれた学校づくりに取り組んだ。	各学校で課題を認識することで、学校支援ボランティアや学校評議員等の協力を得ながら、課題の解消に努めた。	B	家庭・地域社会から信頼される魅力ある学校づくりを目指す「学校教育『新木更津プラン』」の実現に向け取り組んだ。	長期欠席者が増加傾向にあるため、関係機関と連携した対応策の再構築が求められる。	今後策定予定の「(仮称)学校教育『新木更津プラン』」に掲げる取り組み等を推進するため、家庭・地域との連携をより一層強化していく。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
48	3 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実	健康推進課	母子保健、子育て支援、発達相談機能を有する子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談に対応する。	面接、電話、メール等で妊娠、出産、子育て期にわたる相談を実施し、必要に応じて地区担当保健師による継続支援や、関係機関・関係部署と連携し、支援した。	必要な支援が、経済面、心身面、養育環境等、複雑多様化しているが、各ケース毎に丁寧に寄り添った対応を行うと共に、必要なサービスにつなげた。	A	支援を必要とするケース毎に、アセスメントし、関係機関や部署と共に情報共有し支援を実施している。	相談内容が複雑、長期化していくため、適切な時期に適切な対応が図れるよう関係課と情報共有し、役割分担しながら支援を実施していけるよう体制を整える必要がある。	こども家庭センターとして、こども家庭支援課と情報を共有しながら連携を一層図り取り組む。
		こども発達支援課		18歳以下の子どもの発達相談支援事業の窓口を一元化し、障害児通所支援事業も含めて、相談から支援までの切れ目のない体制を構築した。また、面談や電話等の従来の相談形態に加え、就学児童の相談では発達検査を実施し、その結果や保護者・所属先の悩みを共有しながら、連携した支援ができるよう調整した。さらに、幼児言語教室では従来の個別指導に加え、集団指導を継続し、就学移行支援の強化に努めた。加えて、交通手段のない家庭に対しては、相談や言語指導などの開催場所を柔軟に対応することで、支援の機会を確保した。	心理士の配置により、就学前の発達検査を実施した。検査結果は保護者および保護者同意のもとに所属先へフィードバックを行い、発達について理解し、客観的な視点で捉え必要な支援へ早期につなげていくことが可能となった。また、就学後の相談では、学校との連携が不可欠なため、保護者の同意を得て所属先を訪問し、保護者の思いだけでなく担任等と課題を共有することで、発達課題を明確化し、連携した支援を行った。【12月末時点発達相談員による窓口相談件数】未就学児延べ136件、就学児延べ423件	B	学校のみならず医療・福祉など多機関と協働し、包括的な支援体制の構築に努めた。	就学後の相談件数の増加とともに相談内容も多岐にわたり、かつ複雑化している。発達相談支援は学校だけではなく医療・福祉などの関係機関等との連携を強化し、効率的な情報共有、また、心理面や学習面、家庭環境など多様な相談に対応できる専門職種の人材確保や支援先の確保が課題となっている。	学校・医療・福祉など関係機関との連携体制を強化するとともに、未就学期からの予防的支援を充実させ、早期に課題を把握・対応できる体制を構築する。また、相談員の専門性向上を図り、学習・対人関係・家庭問題など多様な課題に対応できる支援力を高める。
		こども家庭支援課		子どもおよびその家庭に関する様々な相談に応じるとともに、必要時、適切な関係機関に繋いだ。窓口において転入者や各種相談者に対し、こども家庭センターのチラシを配布し相談窓口であることを広く周知した。こども家庭センターとして、母子保健部門と連携した。	多様な相談内容に応じて相談支援を行うと共に、必要な関係機関につなぐことができ、相談者の不安の軽減や解消をすることができた。また、継続的に支援が必要な家庭においても定期的な訪問や電話等にて確認し、支援を行った。	A	窓口での相談支援体制が構築でき、また、関係機関と連携して支援を行うことができた。	引き続き相談窓口を広く周知するとともに、多様な相談内容に対応できるよう相談者の資質向上および関係機関との一層の連携が必要である。	こども家庭センターの周知に努め、引き続き母子保健部門と連携し切れ目なく支援を行っていく。子育て支援に関する研修に参加し、相談員の資質向上に努める。会議等に積極的に参加し、関係機関との情報共有、連携に努める。
49	4 DV、児童虐待などの防止に関する啓発	こども家庭支援課	DVや児童虐待問題に対する関心、理解を得られるようDVや児童虐待防止のための周知活動を行う。	保育園や学校等との連携により、支援が必要な家庭の早期発見早期対応に努めた。また、11月の児童虐待防止月間、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ啓発運動を強化した。11月に女性に対する暴力をなくす運動」で県及び警察と連携してショッピングモールで「DVや性暴力等の未然防止・早期発見につなげていくため啓発キャンペーン」と「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施した。	児童虐待防止月間、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、広報紙、市のデジタルサイネージ利用による周知、学校等に対するポスター及びリーフレット配布、新規採用職員に対するオレンジリボン配布着用の呼びかけを行った。	A	広く啓発を行ったことにより、DVや児童虐待の早期発見、早期対応ができたことから重篤状況に陥る前に対応することができた。	児童虐待事案は増加・複雑化し、また、身体的暴力に加え、精神的・経済的・性暴力等が複合的に絡み合うDVの対応が求められており、関係機関と連携強化し、協働での対応が必要。	DVや児童虐待防止の啓発とともに要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携協働のための啓発を行う。増加する児童虐待や身体だけでなく精神的・経済的・性暴力等が複合的に絡み合うDVに対し、関係機関と緊密に連携し早期発見するとともに協働での早期対応に努める。
50	5 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実	こども家庭支援課	市内の地域子育て支援センターを拠点に地域の実情にあった各種子育て支援事業を実施。	地域子育て支援センターは、子育て世帯が気軽に相談できる場として、相談ニーズに適切に対応し、親子交流の促進や講座開催、地域の子育て情報の提供を行った。市内の支援センターと関係各課は年4回の会議で情報共有を実施し、相談内容に応じて関係部署・機関と連携し支援した。また、市内各子育て支援センターと協働で「ぼんぼこベビーフェス」を開催し、10月からは多胎児家庭向けの「多胎児ひろば(さくらんぼの日)」を月1回実施した。	親子交流や講座を通じて、保護者の孤立感や育児不安の軽減につなげた。また、年4回の会議により、関係機関と連携することで、必要な支援につなげる体制の強化を図った。官民協働によるイベント実施で、市内の地域子育て支援センターの活動内容を広く周知することができた。多胎児家庭同士が交流し、悩みを共有でき場を提供し、不安軽減を図った。	A	市内の地域子育て支援センターでは、地域の実情にあった子育て家庭への支援を実施した。加えて、各支援センターの紹介動画を作成し、市ホームページや電子母子手帳(母子モ)で広く周知を図った。また、ニーズが高かった多胎児家庭の集いの場を新設し、月1回の開催を実現した。	各支援センターが抱える地域課題を共有し、社会資源に関する情報提供を行うとともに、不安を抱える家庭への適切な対応を行うため、関係部署や関係機関との連携を一層強化していく必要がある。	子育て世帯の不安や悩みの解消を図るとともに、親子が交流できる場の提供を行っていく。また、関係部署や関係機関との連携を進め、必要な支援につなげていく。
51	6 公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり	中央公民館	子ども・子育てに関する学習機会を提供するとともに、気軽に集える場を提供し、子育てを支援する。	各公民館で、地域のニーズにあわせ、乳幼児、小中学生、思春期など発達段階に応じた学級や講座を実施した。	32事業 350回実施。参加者数1,690名。	A	それぞれ地域の人口構成などに合わせた内容の学級・講座を実施することができた。フリースペース事業など、前年度より各公民館の事業数を大幅に増やした。	引き続き、各地域のニーズをとらえた事業の実施が必要。	学校など地域の教育機関とも連携しながら、参加者が気軽に参加しやすい事業の実施について検討する。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8～9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針	
52	7	サロン等において、高齢者と子どもたちと二世世代交流の促進	福祉相談課	社会福祉協議会において児童から高齢者まで、地域住民がともに暮らしていくための世代間交流を推進する。	市内13ヶ所の子どもの食堂においての世代間交流のほか、子どもの居場所(サロン)や地域食堂が新設され、高齢者が運営スタッフとして勉強の見守りや昔遊びを教えるなどの機会を設けた。	市内13ヶ所の子どもの食堂や新設された居場所(サロン)、地域食堂において高齢者がスタッフとして参加し、世代間の交流が図れた。	A	13ヶ所の子どもの食堂の他、新設したサロンや地域食堂において、高齢者と子どもたちとの二世世代交流が広がった。	地域が限定的である。 引き続き、幅広い地域に活動情報を周知する。	
53	8	福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進	福祉相談課	社会福祉協議会において木更津市民総合福祉会館にて各種イベントを行うことにより、世代を越えた交流を行う。	12月25日「学習支援教室クリスマス会」を開催した。 2月7日開催予定の「第18回きさらづ福祉まつり」で、福祉に貢献があった団体の表彰、講演会、模擬店等の企画をして世代を超えた交流を行う。	主任指導員やボランティア団体の協力を得て子どもから高齢者まで様々な世代の方々に参加してもらえる企画を予定している。	A	大人と子どもと一緒に楽しめる企画を準備して、世代を超えた交流を行った。	開催時期や内容の周知が必要。 開催時期、内容の検討を行い様々な媒体を利用して事業の周知を行う。	
54	9	母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進	健康推進課	母子保健計画においては、第3次健康きさらづ21の計画最終評価年度(令和5年度)まで継続実施する。第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき各種事業を実施する(令和2年度から令和6年度)。	各計画に基づき健康課題解決に向けて関係課と連携し実施した。	計画に基づき、関係課と連携して実施することができた。	A	関係課と連携し、取り組めている。	母子保健計画については、子ども・子育て支援事業計画に包含され、こども家庭センターとしてもより関係課と連携し課題解決に向けて取り組みを推進する必要がある。	次期子ども子育て支援事業計画及び第4次健康きさらづ21に基づき関係課と連携しながら課題解決に向けた取り組みを行う。
			こども政策課	※母子保健計画においては、第4次健康きさらづ21の計画最終評価年度(令和17年度)まで継続実施する。第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき各種事業を実施する(令和7年度から令和11年度)。	第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき関係課と連携して各種事業を実施した。 また、第2期子ども・子育て支援事業計画の総括を、子ども・子育て会議において諮った。	第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき関係課と連携して各種事業を実施することができた。 また、第2期子ども・子育て支援事業計画の総括について、子ども・子育て会議で一定の評価を得ることができた。	A	第3期子ども・子育て支援事業計画の各種事業について関係課と連携し取り組んでいる。 また、第2期子ども・子育て支援事業計画の総括について、子ども・子育て会議において一定の評価を得ることができた。	今年度策定予定の木更津市こども計画において、第3期計画期間後は子ども・子育て計画との統合を予定しているため、双方において適切な進捗管理を行う必要がある。	引き続き子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種事業を実施するとともに必要な場合においては計画の変更を行う。
55	10	こども食堂の推進	こども政策課	関係機関と連携し、住民主体の子ども食堂の活動を支援する。	産業振興課を通じ、かずさアカデミアパークで操業を開始した企業より食材提供の申出があり、社会福祉協議会を通じて提供を行った。	子ども食堂の活動の一助となった。	C	直接的に活動支援を行うことには繋がらなかったため。	市として、どのように関与・連携していくか検討が必要。 継続的な周知活動を行う。 社会福祉協議会との情報共有、連携を行う。	
56	11	ひとり親家庭等に対する支援の実施	こども家庭支援課	ひとり親家庭等の状況に応じて、経済的支援や制度に関する情報提供をするとともに、生活や福祉についての相談に応じる。	生活や福祉に関する相談に対して助言や必要な支援を行い、関係機関との連携・調整を実施した。また、ひとり親家庭サポートパンフレットを電子化し、関係部署や関係機関の制度に関する情報の提供を行った。	ひとり親家庭等への相談対応を通じて、課題解決に向けた支援につなげることができた。また、ひとり親家庭サポートパンフレットを電子化したことで、必要な情報へアクセスしやすくなり、利便性の向上につながった。	B	各関係機関と連携・調整を図り、個々のひとり親家庭の状況に応じた支援を提供した。	ひとり親家庭等の状況に応じた支援を行うためには、相談窓口や支援制度の周知を強化する必要がある。 ひとり親家庭等のニーズを把握するため、情報収集を行うとともに、SNS媒体の活用により、制度に関する周知方法を工夫し必要な支援につなぐ。	
(8)避難行動要支援者への支援体制づくり (地域福祉計画65～66ページ)										
57	1	避難行動要支援者名簿の作成	障がい福祉課	危機管理課からの依頼を受け、身体障害者手帳1,2級の在宅の方、療育手帳A判定以上の在宅の方、精神障害者福祉手帳1級の在宅の方、市内施設に入所している方の名簿を作成する。(障がい福祉課)	危機管理課からの依頼により、対象者の抽出し、提供した。	名簿を作成した。	A	最新の避難行動要支援者名簿を作成することにより、避難行動要支援者を把握した。	提供する情報は、常に更新が必要である。 また、個別避難計画の作成にあたり、その事前準備として、対象者からの理解や避難支援者の協力を得られるよう、十分に制度の周知が必要になる。	名簿の定期的な情報更新、整備を行う。
			こども発達支援課				A			
			介護保険課	主に要介護高齢者、障がい者等、災害時の避難行動に支援を要する人の名簿を作成する。(介護保険課)			A			
58	2	自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供	危機管理課	避難行動要支援者本人からの個人情報提供の同意を得られた方の名簿情報は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員などの地域で活動する関係者(避難支援等関係者)に提供する。	制度の趣旨に沿うよう、令和7年5月に要件変更を行い対象者要件の見直しを行った。 また、個人情報の提供に同意が得られた方の避難行動要支援者名簿を、各まちづくり協議会、民生委員、提供依頼のあった関係者等へ提供した。	避難行動要支援者名簿を提供することにより、関係者等との共有が図れた。	B	個別避難計画および名簿情報の更新を行い、より実効性のある情報を取りまとめ、関係者等へ提供できたため。	名簿情報の更新方法や、配布方法等の効率化を検討し、常に最新の情報が記載された名簿の提供、記載された情報の精査が必要である。 さらに多くの避難支援等関係者に対し名簿が提供できるよう、避難支援の必要性について、周知を進める。 また、各まちづくり協議会へ名簿提供を実施したほか、関係者に対し名簿提供を予定している。	

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
59	3 地域包括支援センター等 専門機関と連携した災害 時避難体制の検討	高齢者福祉課	地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制を検討する。	避難行動要支援者名簿について、地域包括支援センターとの情報交換の場を危機管理課に提供した。	地域包括支援センター連絡会において情報交換の場が提供できた。	B	情報交換の場を提供することで、災害時体制の整備を図ることができたため。	地域包括支援センター等専門機関としての役割等を踏まえ、災害時避難体制の検討。	危機管理課が関係課や包括を含む関係機関と調整する災害時避難体制の取組に地域包括支援センターが連携して高齢者等が円滑に避難が行えるよう検討を進める。
		危機管理課		個人情報の提供に同意が得られた方の避難行動要支援者名簿情報を更新し、紙面および電子データにて、各地域包括支援センターに配布する。また、地域包括支援センター主催の地域ケア会議へ出席予定。(今年度は、北部2回、中部1回、東部1回予定。)	避難行動要支援者名簿の更新のほか、地域ケア会議等を通し、地域包括支援センター担当者や避難行動要支援者における取組等について実態を把握することができた。	B	名簿提供先は着実に増加しており、平時から地域での活動に寄与したため。	名簿情報の更新・配布方法の検討や、地域包括支援センター等専門機関としての役割等を踏まえ、包括的な避難支援体制の構築を検討する必要がある。	危機管理課をはじめ、関係課や専門機関を交えた、包括的な避難支援体制の構築のため、地域包括支援センター等の専門機関との意見交換はもとより、地域ケア会議への出席や地域調整会議開催などの検討を進める。
60	4 高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備	障がい福祉課	地震、津波、風水等に対応する災害マニュアルを作成し、情報収集、障害者支援施設等との連絡調整の手段をはじめ、障がい福祉課の体制整備を確認する。(障がい福祉課) 避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、こども家庭支援課、健康推進課、危機管理課)	障がい福祉課の体制を見直した。また、新たな福祉避難所の指定に向け、障害福祉サービス事業者と協議を進めている。	障がい福祉課の体制を見直したことにより、災害対応力の向上が図られた。また、新たな福祉避難所の指定に向け、障害福祉サービス事業者と協議を進められた。	A	障がい福祉課の体制を見直したことにより、災害対応力の向上が図られた。また、新たな福祉避難所の指定に向け、障害福祉サービス事業者と協議を進められた。	災害時における避難支援を円滑に行うため、福祉避難所の指定に向け、障害福祉サービス事業者からの理解を得る必要がある。	引き続き、適宜、障がい福祉課の体制を見直す。また、福祉避難所の指定に向け取り組むものとする。
		高齢者福祉課	避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、こども家庭支援課、健康推進課、危機管理課)	木更津市避難行動要支援者避難支援プラン策定委員会に参加した。	木更津市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画策定の目的や、避難行動要支援者の範囲について理解した。	C	危機管理課主催の打ち合わせに積極的に参加できた。	避難行動要支援者対象除外者への対応について、不安になることのないよう、見守りキーホルダーや、緊急通報装置等でカバーできるようにしておく。	庁内外の推進体制の整備に協力していく。
		介護保険課	一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のため、特別な配慮がなされた福祉避難所の運営及び職員配置等の体制整備。(介護保険課) 避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、こども家庭支援課、健康推進課、危機管理課)	木更津市地域防災計画に基づき、福祉避難所が開設された場合に対応できるよう備えている。	福祉避難所が開設される災害がなかったが、木更津市地域防災計画及び福祉避難所の体制等を再度確認し、災害に備えた。	A	木更津市地域防災計画及び福祉避難所の体制等の再確認を行い、災害に備えた。	災害時に適切に対応するためには、平常時から定期的に体制等の確認を行う必要がある。	福祉避難所が開設された際には、木更津市地域防災計画に基づき適切に対応できるように努める。また、避難所毎の運営マニュアルに沿った対応ができるよう努める。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
		健康推進課	大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき、避難所の健康管理にいたる外部との調整役としての動きをとる。(健康推進課) 避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、こども家庭支援課、健康推進課、危機管理課) 出産間近、出産直後の妊産婦や新生児等、一般の避難所で生活することが困難な母子への配慮がなされた母子福祉避難所運営の体制を整備する(健康推進課)	大規模災害時における保健活動マニュアルについて、平成27年3月に策定以降見直しが行われていないため、改訂を行うにあたり、課内担当者間での課題を抽出・共有した。	毎月、出産間近、出産直後の妊産婦や新生児等の災害用名簿を作成した。 災害時保健活動マニュアルの策定及び活用のためのガイド作成に関して、課内担当者間で課題と今後の方針を共有できた。	C	大規模災害時における保健活動マニュアルの改訂に関しては、各マニュアルや保健活動の実情に準じた実用的なものの作成、および他部署等との調整が必要であり、担当内で検討を行っている状況である。	災害時における保健活動を組織的に図る必要があるため大規模災害時における保健活動マニュアルの改訂を、他のマニュアル等との整合性を図りながら行う必要がある。 母子福祉避難所を関係課と連携して検討する必要がある。	大規模災害時保健活動マニュアルを改訂し、組織として共有を図る。 改訂後の大規模災害時における保健活動マニュアルに基づき、課内における災害対応訓練を継続実施する。
		危機管理課	避難所ごとに作成する運営マニュアルにおいては、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理、また、要配慮者への対応等、避難所を利用される方々の状況等に配慮したマニュアルとなる様促す。また、現在9つの福祉事業者と福祉避難所開設に関する災害協定を結んでおり、福祉避難所の体制整備に努める。(障がい福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、こども家庭支援課、健康推進課、危機管理課)	避難所運営マニュアルを作成する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう、避難所マニュアル作成委員会等へ助言等を実施する。	市内2箇所の福祉事業者(柊の郷、万石の家)と福祉避難所開設に関する災害協定を締結し、福祉避難所の体制整備に努めた。	B	既存の避難所運営マニュアルの再考は実施したが、全ての避難所運営マニュアルの策定ができていないため。 また、福祉事業者に働きかけ、福祉避難所開設可能な施設を確保できたため。 ※策定済みの避難所(54箇所中23箇所) 祇園小学校、木更津第一小学校、東清小学校、南清小学校、清見台小学校、高柳小学校、八幡台小学校、木更津第三中学校、岩根中学校、太田中学校、波岡中学校、鎌足中学校、清川中学校、岩根西中学校、八幡台公民館、東清公民館、岩根公民館、清見台公民館、西清川公民館、波岡公民館、桜井公民館、岩根小学校、岩根西公民館 計 23箇所	地域の防災力の向上を図るため、各まちづくり協議会、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画の作成を支援し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る必要がある。	今後も引き続き、避難所運営マニュアルの作成を支援する中で、要配慮者に配慮した避難所運営が行えるよう、避難所運営マニュアル作成委員会等へ助言を行う。 また、福祉避難所においては、より多くの福祉事業者からの支援が受けられるよう、災害協定の締結等、福祉避難所開設可能な施設の確保に、関係課と横断的に取り組んでいく。
61	5	市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携	福祉相談課	市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターと連携して、被災者への支援を行う。	社会福祉協議会と木更津市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を修正した。	A	有事の際に災害救助法に基づく災害ボランティアセンター委託契約締結のため、災害協定を修正し、よりよい体制を構築できた。 日頃からの顔の見える関係づくりを実践することができた。	日頃からの具体的な取り組みの検討する必要がある。	日頃からの社会福祉協議会との関係性を維持する。
基本目標2 風とおしのよいまちを創ろう！									
(1)地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実 (活動計画67~68ページ)									
62	1	住民による地域組織への支援	市民活動支援課	多様化・複雑化する地域の課題を地域のことを、もっともよく知る住民が、自治会・町内会や各種関係団体等で構成する「地区まちづくり協議会」を設立し、地域における課題等に対して地域の特性や実情に応じて主体的に取り組み、行政がその取り組みを支援している。	地区まちづくり協議会に対して、市から補助金を交付するとともに、地区担当職員を派遣することで、活動の支援を行った。 また、各協議会の活動状況や課題等に係る情報共有を行うため、各協議会の会長等による交流会を開催した。 さらに、協議会の未設立地区については、自治会をはじめとした地域の各種団体に対して、設立に向けたアプローチを行った。	A	計画どおり人的、財政的な観点から、活動を支援することができた。また、未設立地区については、2地区とも設立に繋げることができた。	令和8年度からは市内全地区で協議会活動が行われることになり、さらなる活動の充実に向けて、市による支援の拡充を検討する必要がある。	引き続き、協議会に対して、人的、財政的支援を行うとともに、支援の拡充について検討を行う。

令和7年度 第4期末更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号		事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
63	2	公民館をはじめとする公共施設の有効活用	中央公民館	生活課題・地域課題に向き合った学びを通して人と人とのつながりをつくる。また、その成果を地域づくりに活かすしくみづくりに取り組み、市民とともに歩む公民館活動を推進する。	各公民館で、それぞれの地域の生活課題、地域課題をテーマとした主催事業を行った。	44事業208回。 参加者数1,722人。	A	地域住民の市民参画を図り、それぞれの地域で創意工夫した事業に取り組んだ。	利用者層の拡大を図る。	地域での生活課題など、的確にとらえ、事業化するとともに、新しい利用者の増加につなげる。
64	3	空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保	産業振興課 福祉部内各課	「空き店舗活用支援事業補助金」を活用した福祉活動拠点の確保に取り組み、地域コミュニティの活性化を図る。	「空き店舗活用支援事業補助金」を活用した福祉活動拠点の確保に取り組み、地域コミュニティの活性化を図る。	令和7年12月時点で3件の申請があったが、いずれも飲食店であり、福祉活動拠点に対する補助は0件であった。	C	令和7年12月時点で、福祉活動拠点に対する補助は0件であったため。	制度の周知により空き店舗登録の充実を図るとともに、福祉活動拠点をはじめとした、より多くの新規出店者による活用を目指す。	パンフレットの配布場所や周知方法を検討し、補助金の周知を徹底する。
65	4	サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援	福祉相談課	木更津市社会福祉協議会内にコミュニティソーシャルワーカーを配置することにより、サロンでの傾聴ボランティアと連携した支援を行う。	コミュニティソーシャルワーカー及び生活支援コーディネーターによるサロンへのアウトリーチにより傾聴を実施した。 個人宅へ4件、施設3件、傾聴ボランティアを派遣した。 傾聴ボランティア、包括、コミュニティソーシャルワーカーと連携し支援を実施した。	傾聴を必要としている参加者からは満足の声が上がった。 地域包括支援センターから一人暮らし高齢者への傾聴ボランティアの要請が増加、これに対し傾聴ボランティアを派遣したことにより、高齢者から「人との会話の機会ができてよかった」「身だしなみに気を遣うようになった」などの声が寄せられ、副次的な効果も大きかった。	B	サロンでの傾聴活動だけでなく個人宅における傾聴ボランティア活動が地域包括支援センターとの連携により実現した。	傾聴ボランティアの養成が必要。	傾聴ボランティア養成研修実施及び活動を支援する。
66	5	サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備	福祉相談課	社会福祉協議会においてサービス提供事業者間での援助を求めている人の情報を共有する体制を整備する。	援助を求めている人への支援活動は、サービス提供事業者間でこれまで通り情報を共有した。 市社会福祉協議会の内部間では情報システムの活用により、各係で情報の共有を行った。 また、相談支援業務における多機関情報共有システムの開発会議へ参加した。	サービス提供事業者間の関係づくり連携に努めながら支援会議等を開催して情報を共有し、支援を要する人に対して適時・適切に支援を提供できる体制を強化したことで、支援を要する方の安心感へとつながった。	B	情報の共有がスムーズになった。	分野を超えた課題に対する関係機関との連携と情報の共有を図る。	重層的支援会議、支援会議等を活用して情報の共有と連携を強化する。
67	6	認知症等高齢者見守り事業などの推進	高齢者福祉課	地域における高齢者の見守り体制を構築するため独居高齢者等の情報を民生委員に提供し見守りのための訪問を行う。	例年通り、後期高齢者の情報を民生委員へ提供した。	引き続き、地域社会全体で高齢者を見守る体制を構築できた。	A	例年通り、後期高齢者の情報を民生委員へ提供できた。	引き続き民生委員とともに、見守り体制を構築していく。	今後も見守り体制を構築できるよう、現状の把握に努める。
68	7	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進	福祉相談課	民生委員児童委員協議会の会議等へ市の職員が出席し、情報交換を行う。	月例の地区会長会議に担当者が毎回出席し、情報共有を図った。	民生委員・児童委員に対し、市の行う事業について、周知及び説明を行うことで理解促進を図った。	A	市職員と地区会長および協議会事務局との間で情報交換や相談を行い、連携を図ることができた。 地区会長からの質問事項や意見に対し、必ず回答や報告を行ったことで、次第に風通しの良い関係を築けた。	引き続き、地区会長との関係構築を図る。	引き続き、月例の地区会長会議に担当者が出席し、情報共有を図り、連携強化に努める。
69	8	対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知	福祉相談課	複合的な問題を多く抱える生活困窮者に対し、関連機関と連携し、早期的な支援を継続的に行う。	相談者が抱える複合的な課題に対して、関係する庁内各課や社会福祉協議会等と連携して解決にあたることで、相談・支援体制を整えた。	今年度の相談数は12月末時点で延べ1,811件であり、関係団体等と協力し、継続して課題解決に取り組んでいる。	A	取組む課題ごとに、連携する関係団体等が異なり、相互に協力して課題に取り組む中で、体制の構築と連携の強化が進んだ。	相談数の増加や、ケースの複雑化が見込まれることから、福祉の総合窓口として更なる相談体制の強化および効率化が必要。	様々な課題に取り組む中で、関係団体等との連携・支援体制強化のための検討をする。

令和7年度 第4期末更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針	
(2)地域の助け合い活動の推進 (地域福祉計画69~70ページ)										
70	1	転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供	市民活動支援課	当課に問い合わせがあった場合に個別に回答するほか、市民課、住宅課窓口及び公民館にて自治会加入案内チラシを配付する。	市民課窓口を中心に、転入世帯及び転居世帯に加入案内チラシを配付し、自治会加入の呼びかけを行った。また、転入者が自治会へ加入しやすくするために、令和7年3月に市ホームページ内に自治会加入申し込みフォームを設置し、その活用を行った。	自治会加入率 令和6年度 56.0% 令和7年度 53.9%	B	自治会への加入の促進を図るため、加入案内チラシを配布するとともに、新たに自治会加入フォームの設置を行うなど、自治会に係る情報提供の充実に努めた。	自治会加入率の低下により、地域のつながりの希薄化が進むことが懸念される。	加入案内のチラシを配付を行い、引き続き自治会加入の促進に取り組む。
71	2	市社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進	福祉相談課	社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会の活動支援を行う。	地区社会福祉協議会研修会(コミュニティソーシャルワーカー養成講座)を開催し、自分たちの住む地域の課題やニーズを抽出することにより、自分たちでできることは何かを学んだ。生活支援体制整備事業実施地区においては、住民相互による助け合い活動の仕組みづくりとその運営を支援した。また、福祉教育を通じて助け合い活動を推進するため、各学校における福祉教育の取り組みと地区社会福祉協議会活動をつなぐため、地区担当コミュニティソーシャルワーカーが地域支援アウトリーチ活動を実施した。学習支援教室での見守り活動を実施した。	地区担当コミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチ活動により、福祉教育を通じてこれまでに関わりの少なかった学校と地区社協が有機的につながることで、関係者間で助け合い活動の必要性の理解浸透に結びつき、具体的な取り組みを行うための基盤が整備された。	B	福祉教育という具体的な取り組みを通して、地区社協を中心とする助け合い活動を推進することができた。地区担当コミュニティソーシャルワーカーによる地域支援の一環として取り組むことができた。高齢者を対象とした地域の助け合い活動の推進をすることができた。	助け合い活動を行う地区社協の活動拠点の整備と人材確保が必要。地区社協活動への支援体制の強化が必要。	地域の実情に応じた助け合い活動の推進を、地区担当コミュニティソーシャルワーカーを中心に引き続き支援する。
72	3	障害者差別解消法の普及啓発	障がい福祉課	障がい理由とする差別を禁止するため、障がいについての知識や理解不足、偏見の解消に向けた啓発活動を行う。	地域自立支援協議会権利擁護部において、子どもの頃から障がいへの理解を深め、障がい者の権利擁護や虐待防止の推進を目的とした障害福祉イベントを実施し、子ども向けの福祉体験を通じた啓発活動や、リーフレットを配布し、障がいへの知識や理解の普及を行った。	イベントでの啓発活動により、障害者差別解消法の推進に寄与することができた。	B	機会を捉えて周知啓発活動を実施したことにより、障害者差別解消法の推進に寄与した。	継続した障害者差別解消法の周知が必要である。	引き続き、ホームページによる周知や、障害福祉イベント等の場を活用し、障害者差別解消法の周知に取り組んでいく。
73	4	児童・生徒・住民への福祉学習の推進	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	車いすやアイマスク、高齢者疑似体験等の学校での福祉学習を通して、子どもの体験活動を創出した。	社会福祉協議会と連携し、学校における福祉教育の機会の拡大及び意識の向上に努めた。	B	多くの子どもに意識の啓発を働きかけることができた。	長期欠席等で福祉体験の機会を得ることができない子どもに向けた代替案等を検討していく必要がある。	社会福祉協議会との連携をより一層強め、福祉体験の時間を拡大していくなどして、引き続き学校での福祉教育の推進、意識の向上を図る。
基本目標3 「これから」を支える人を育てよう！										
(1)地域福祉の担い手づくり (地域福祉計画71ページ)										
74	1	ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備、ボランティアセンターコーディネート人材の育成、ボランティア活動の支援	市民活動支援課	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」を活用して、市民活動に必要な施設の提供や市民活動に関する情報収集・発信・団体間の交流、ネットワーク化、NPO法人設立に向けた支援を行う。	市民活動支援センター「きさらづみらいラボ」にて、市民活動に関する情報収集及び発信、市民活動支援に関する講座の開催並びに市民活動参加の契機にするための取り組み等を行った。	市民活動支援センターに新たに6団体が登録され、さらに団体間で人材を共有することで、連携の強化を図った。	B	新規登録団体の増加と連携強化の取り組みにより、市民活動が活性化されたと考えられる。	市民活動人材の確保に向けた取り組みの一層の推進が求められている。加えて、市民活動に関する講座の参加者が少ないことから、ニーズに応じた企画や効果的な周知方法の見直しが必要である。	市民活動に関する情報発信や参加のきっかけとなる事業を実施し、市民活動の推進を図るとともに、登録団体を対象にアンケート調査を行い、ニーズの把握に努める。
75	2	児童・生徒・市民への福祉学習の推進(再掲)	学校教育課	市立小中学校における福祉教育を通じ、今後の地域福祉推進に向けた意識の向上を図る。	車いすやアイマスク、高齢者疑似体験等の学校での福祉学習を通して、子どもの体験活動を創出した。	社会福祉協議会と連携し、学校における福祉教育の機会の拡大及び意識の向上に努めた。	B	多くの子どもに意識の啓発を働きかけることができた。	長期欠席等で福祉体験の機会を得ることができない子どもに向けた代替案等を検討していく必要がある。	社会福祉協議会との連携をより一層強め、福祉体験の時間を拡大していくなどして、引き続き学校での福祉教育の推進、意識の向上を図る。

令和7年度 第4期木更津市地域福祉計画 進行管理表

【自己評価】A:完全に達成 B:概ね達成(8~9割程度) C:5割程度達成 D:ほとんど達成できず E(未実施)

通し 番号	事業名	所管課	内容	今年度活動内容	今年度活動による成果	自己 評価	評価理由	今後の課題	今後の取り組み方針
(2)中高年パワーの活用 (地域福祉計画72ページ)									
76	1 高齢者の生きがい対策 や就労支援のため、シル バー人材センターの活用	高齢者福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、積極的に社会参加ができるようにシルバー人材センターへの支援を実施する。	会員募集や活動内容の案内を各自治会へ配布し、広報活動を支援した。	若干ではあるが、会員増に貢献することができた。	C	シルバー人材センター募集のチラシを各自治会へ配布し、会員の増加に努めた。	ホームページを充実させ、仕事の内容や働いている人の声を市民に周知していく。	引き続き、事務局との意見交換を行い、会員増加や職種や職域の開拓を進め、就業機会を提供するよう働きかけていく。
77	2 現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり	福祉相談課	社会福祉協議会において「団塊の世代」が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行う。	団塊の世代が自分のやりたい活動を見つけ、地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行った。	ファミリーサポートセンターや子ども食堂、地域食堂などの地域活動に、団塊の世代が参加した。	B	生きがいづくりにつながった。	情報が行き届いていない。	引き続き、「団塊の世代」が地域活動に参加できるよう地域活動についての情報の提供を行う。
(3)社会福祉法人と連携した小地域活動の推進 (地域福祉計画73ページ)									
78	1 社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進	福祉相談課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、地区社協会議にて法人から協力をもらいたい事項を検討し、連携を推進する。	合同会議(意見交換会)を1回開催、地域とのつながりの希望があり、1法人よりフードパントリーへの協力希望があったので連携を図り実施した。また、高齢者施設と社会福祉協議会就労事業との協力体制の希望がありマッチングを行った。	地域と法人が連携することにより、法人は地域における社会貢献の場として、地域は施設を社会資源として認知することができた。	B	意見交換会で各法人から課題を提示してもらい共有することができたことに加え、実際に地域と法人のマッチングも1地区1法人できた。	連携できる地区に限られる。	引き続き市内法人の会議を定期開催し、地域との連携が出来るよう、意見交換を行う。
79	2 社会福祉法人の社会福祉充実計画承認(広域市町村圏)	福祉相談課	社会福祉法第55条の2の規定により、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の承認申請を行ってもらうよう促す。	社会福祉充実計画の承認申請を行ってもらうよう促した。	木更津市における承認件数は0件。	B	促すことはできているが、承認件数は0件だった。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。	引き続き計画の承認申請を行うよう促進していく。
80	3 社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議	福祉相談課	市内の社会福祉法人に声をかけて合同会議を開催し、法人の意向を調査したうえで、定期協議を実施する。	市内の社会福祉法人の合同会議(意見交換会)を児童や障がい部門の法人にも声をかけて開催した。	分野を超え、社会福祉法人がつながることで、顔の見える関係づくりができた。地域における公益的な取組について、各法人間が取組内容を共有することにより、法人の地域貢献の推進の一助となった。	A	今後も継続して定期開催する。	連携の結果の成果を明確にする為の取組内容をどうするか。定期協議の参加法人が限定的。	引き続き定期的に会議を実施し、各法人が把握した地域生活課題や、法人の抱える課題を共有し、包括的な支援体制の構築を目指す。